

平成20年度決算に基づく健全化判断比率
および公営企業の資金不足比率について

平成 21 年 9 月
滋 賀 県 日 野 町

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）が平成19年6月22日に公布されました。

この法律は、地方公共団体の財政の健全化に資するため、財政の健全化に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化および再生、公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることとされています。

この度、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および同法第22条第1項の規定により、平成20年度決算に基づく健全化判断比率および公営企業の資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付すとともに、その意見を付けて平成21年日野町議会第6回（9月）定例会に報告しましたので、その概要をお知らせします。

記

1. 健全化判断比率について

	平成20年度決算に基づく健全化判断比率	平成19年度決算に基づく健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	-	-	⑩14.76%
連結実質赤字比率	-	-	⑩19.76%
実質公債費比率	16.8%	17.9%	25.0%
将来負担比率	128.9%	132.1%	350.0%

※実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字額が生じていないため、「-」を記載

（1）実質赤字比率

一般会計等（日野町においては一般会計および住宅新築資金等貸付事業特別会計）を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（標準税収入額、普通交付税等の経常的に収入しうる一般財源の規模）に対する比率です。

この指標は、一般家庭にたとえると、世帯主の給与（所定内給与）に占める世帯主本人の赤字額の比率を示すものであるといえます。

今年度の比率は、昨年度に引き続き、一般会計等に赤字額が生じていないため、比率は該当がありません。

（2）連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全ての会計（西山財産区会計を除く）を対象とした実質赤字（または公営企業に係る資金の不足額）の、標準財政規模に対する比率です。

この指標は、一般家庭にたとえると、世帯主の給与（所定内給与）に占める家族全員の赤字額の比率を示すものであるといえます。

今年度の比率は、昨年度に引き続き、公営企業会計を含む全ての会計に赤字額が生じていないため、比率は該当がありません。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の、標準財政規模を基本とした額に対する比率の3カ年平均です。

この指標は、一般家庭にたとえると、世帯主の給与（所定内給与）に占める家族のローン支払額の割合を示すものであるといえます。

なお、この比率が18.0%を超えると地方債の発行に国（都道府県）の許可が必要となる「地方債許可団体」に移行することとされています。

今年度の比率は、分子となる「地方債の元利償還金」が減少する一方で、分母となる「標準財政規模」が増加したことから、前年度と比べて改善（▲1.1ポイント）しています。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

この指標は、一般家庭にたとえると、世帯主の給与（所定内給与）に対する家族のローン残高の割合を示すものであるといえます。

今年度の比率は、分子となる「債務負担行為に基づく支出予定額」の減少や「充当可能基金」の増加により将来負担額が減少したことから、前年度と比べて改善（▲3.2ポイント）しています。

2. 資金不足比率について

	平成20年度決算に基づく 資金不足比率	平成19年度決算に基づく 資金不足比率	経営健全化基準
水道事業	-	-	20.0%
簡易水道事業	-	-	20.0%
公共下水道事業	-	-	20.0%
農業集落排水事業	-	-	20.0%

※資金不足額が生じていないため、「-」を記載

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の、事業の規模に対する比率です。

今年度の比率は、昨年度に引き続き、資金不足が生じた公営企業はないため、比率は該当がありません。

3. 今後の財政運営について

平成20年度決算に基づき算定した健全化判断比率および公営企業の資金不足比率は、いずれの指標についても早期健全化基準（または経営健全化基準）を下回っています。

今後の財政運営にあたっては、地方債の元利償還金や公債費に準じる繰出金・負担金の抑制および公営企業の経営合理化・効率化等を確実に実施し、健全な町政運営を進めていきます。